

長 建 協 発 第194号
平成22年 8月18日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

「建設業取引適正化推進月間」の創設について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ運用などにより、その維持が図られてきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されています。

このため、国土交通省では、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むべく、「建設業取引適正化推進月間」（11月1日～30日）を創設し、法令遵守に関する活動を行うことといたしましたのでお知らせ申し上げます。

なお、月間の主な実施内容は、①ポスターの配布・掲示、②新聞・機関誌・ホームページ等を通じた広報、③建設業者を対象とした講習会等の開催、④立入検査等の実施等となっております。